

関経連

NOW

未来を拓く 税財政制度に向けて

～「中長期的な税財政の見直しに関する提言」～

新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な打撃を受けたわが国経済社会。

いまだ先行きの不透明感はぬぐえないものの、医療提供体制の拡充やワクチン接種などの対策も進んでいる。

コロナ禍の収束を見据え、今こそ中長期的な視点から、わが国の持続的な成長・発展に向けた道筋と、そのための税財政のあり方を検討する必要がある。

当会はかかる観点から、「中長期的な税財政の見直しに関する提言」を取りまとめ、

2021年12月6日に公表した。ここでは、その主な内容を参考資料なども交えて紹介する。



わが国の今後の成長・発展に向け 税財政はどうあるべきか

近年、わが国の財政は、税収と税外収入を合わせても歳出全体の約6割しか賄えておらず、残りの約4割を公債金収入で補う状況が続いている。さらに新型コロナウイルス感染症の発生以降、その対策として国債を原資とする大規模な補正予算が複数回組まれており、財政状況は厳しさを増している。今後の持続的な成長・発

展に向けては歳出・歳入両面での見直しが不可欠であり、これまで以上に、政策効果など客観的なデータ等にもとづくワイズスペンディングの観点が求められる。

加えて、市場に任せるだけでは解決が困難な課題も出てきている。例えば、中長期的な観点からみた産業構造の転換や、国家間の経済的相互依存が強まるなかでの経済安全保障の強化などについては、政府が力強いイニシアティブをもって取り組む必要がある。

また、日本企業の伝統的な経営哲学である「三方よ

し]に基づいた、中長期的視点による企業経営は、これまでわが国の経済成長の要因の一つであったが、「新しい資本主義」への潮流を確かなものとするためにも、企業には、政府が掲げる「成長と分配の好循環」の実現に向け、多様なステークホルダーへの還元を意識した、「社会の公器」としての役割をこれまで以上に果たすことが求められる。

こうした状況をふまえて、当会では経済財政委員会を中心に、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、中長期的な観点からわが国の持続的な成長・発展に向けた道筋とそのための税財政のあり方について検討し、「中長期的な税財政の見直しに関する提言～持続可能な経済社会実現への責任と、未来を拓く税財政制度に向けて～」として取りまとめ2021年12月6日に公表するとともに、政府・与党などに対し要望を行った。

本意見書では、「持続的な経済成長」「分厚い中間層」「財政健全化」の3点を重視し、各項目において具体化すべき政策等について提言している。それぞれのポイントは以下のとおり。

持続的な経済成長

わが国が抱える人口減少、少子・高齢化の進展などによる経済社会の構造変化などに対応すべく、政府は力強いイニシアティブをもって、経済安全保障の強化などとともに持続的な経済成長の実現に取り組むべきである。また、企業における中長期的な経営戦略に基づく研究開発やイノベーション創出を持続的な経済成長の源泉として、「成長と分配の好循環」を目に見えるかたちで生み出していくための後押しが必要である。その際には、経済活力をけん引する効果が大きい“的を絞った政策”に重点を置くべきである。

1. 中長期的な企業の成長・発展

企業が中長期的な視点での経営戦略に基づき、成長分野であるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進やカーボンニュートラルへの対応などに積極的に取り組めるよう、設備や研究開発への投資に対し税財政面から強力に後押しすべきである。さらに、こうした成長分野をけん引する人材への投資を促すために、企業が独自に取り組む人材育成等に関する費用や、企業が大学等と連携した教育プログラムの開発・実施にか

かる費用等に対し税制優遇を講じるべきである。加えて、企業が中長期的な観点で事業活動を進められるよう、欠損金繰越制度の繰越期間の延長や特例措置の恒久化が求められる。

2. 新たな成長をけん引するスタートアップの創出・育成

わが国の将来の成長・発展に不可欠なスタートアップの創出・育成において資金調達は重要であるため、エンジェル税制の適用要件の緩和や、オープンイノベーション促進税制における大企業からの出資要件の引き下げを行い、スタートアップの円滑な資金調達を後押しすべきである。また、スタートアップ等の研究開発から事業化までを支援する制度(日本版SBIR制度)の支出目標額の増加、ならびに大企業の社員がスタートアップに出向して新事業を推進する際の、出向元負担となる人件費の税額控除なども必要である。

3. グローバル経済下における国際課税への対応

2021年10月、OECDにおいて新たな国際課税制度である「第1の柱(利益配分ルール)」と「第2の柱(ミニマム課税)」について最終合意が行われた。今後、ミニマム課税が導入される前に、既存の外国子会社合算税制(CFC税制)については、例えば、租税回避といえるペーパーカンパニーを対象を絞った制度への見直しや事務手続きの負担軽減を検討すべきである。加えて、企業が進出している課税国の税制優遇等により結果的に最低税率を下回る場合の対応として、課税国での雇用や経済活動の実態に応じ、一定期間、国内において経過措置を講じるなどの対策が求められる。

4. 経済安全保障の強化

国として、国際情勢の変化や感染症など、経済安全保障にかかわる事態への対応を誤れば、国民の生活が根本から揺らいでしまうと同時に、企業等における技術的優位性の喪失や国際的な競争力の低下にもつながりかねないため、経済安全保障の確保に向け、国主導による強化策が検討されるべきである。また、企業における重要物資等のサプライチェーンの強靱化も必要であり、リスクの低減につながる国内外での生産および調達の複線化・分散化のための設備投資や、先端技術の管理等に資するサイバーセキュリティの強化への取り組みに対しては、財政面のさらなる後押しが不可欠である。

分厚い中間層

中間層は、健全で持続的な経済成長および安定的な経済社会の実現において重要な存在であるとともに、企業にとっては貴重な人的資本である。分厚い中間層の再構築に向けて、税・社会保険料の負担の軽減・調整や、所得の拡大および資産形成に向けた後押しなど、総合的な政策の実行が求められる。また、わが国の中間層の活力を高めるためにも、企業における人材育成への投資を通じた生産性向上や所得向上を後押しする必要がある。

1. 中間層における税・社会保険料の負担軽減・調整

わが国の所得税には多種多様な控除があり、累進税率のもとでは高所得者ほど税負担の軽減効果大きい。こうした実情をふまえ、控除の目的などを見極めながら、高所得者に減税効果が偏る所得控除方式を縮減しつつ、減税額(控除)が所得にかかわらず一定となる税額控除方式への移行を検討すべきである。あわせて、税と社会保険料の負担を一体的に調整する新たな制度として、給付付き税額控除の導入が求められる。具体的には、当会が従来主張している、所得控除を縮減した上で所得に応じた一定額を税額控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく社会保険料から差し引く制度(日本版「社会保険料負担軽減税額控除」)を導入すべきと考える。

2. 中間層における子育て世代に対する支援

共働き世帯が増加しているなか、子育て・家事と仕事の両立は、中間層にとっても大きな負担となっている。コロナ禍における育児施設や学校の閉鎖はその課題の大きさを浮き彫りにしたといえる。こうした課題の改善策として、例えば、諸外国のように家事・育児関連サービスの利用料の税額控除や、子育て世代に対して家事代行サービス等の割引価格・優遇サービスを提供する「子育て世代支援パスポート事業」に協賛する事業者を対象にした、税制優遇措置の創設などを検討すべきである。

3. 中間層における所得の拡大

わが国における中位所得は、高齢化の影響もあるものの、バブル経済の崩壊以降ほぼ一貫して下がり続けており、四半世紀にわたり実質所得が減少している。

経済の好循環および持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が不可欠であることから、企業が賃上げなどに積極的に取り組むことを促す政策税制の拡充が必要である。

4. 資産形成等に向けた環境整備

高齢化が進展するなか、国民一人ひとりが生涯にわたり計画的に資産形成・管理を行う重要性が増している。しかし、中間層においては税や社会保険料に加え、子育てにかかる費用や住宅ローンの返済等の負担も重く、資産形成が難しい面がある。中間層の資産形成を後押しする、税制面でのインセンティブ付与が求められる。さらに、国の「貯蓄から投資へ」という政策の方向性をふまえた上で、中間層の金融資産の形成に資する中長期的な株式保有を推進すべきである。種類株を活用し、長期の保有を前提とする譲渡制限種類株等について、一定の取引上限枠におけるキャピタルゲインに対する課税を低税率化したり、従業員持株制度におけるインカムゲインに対する課税を低税率化するといった優遇措置を講じれば、企業と個人がともに成長し、中間層の所得増にもつながる。

5. 多様な選択を可能とするための退職金関連制度の見直し

労働にかかる多様な選択を可能にするために、退職金に関しては、長期雇用を前提とした勤続年数20年以上で所得控除額が優遇される仕組みを見直し、勤続年数に関連づけることのない仕組みに改めるべきである。

企業においても、退職金前払制度の活用に向けて、上乘せによる所得税や住民税の増加部分を企業が一定程度負担することなどを検討すべきである。

財政健全化

将来世代に負担を先送りしないためにも、今こそコロナ対策で一層傷んだ財政の健全化に向け議論を開始すべきである。そして、短期的な取り組みとあわせて中長期的な改善策を講じるための仕組みを構築し、財政健全化により得られた果実は、新たな成長分野に投資するための原資として活用すべきである。その実現には、政府の強い政治的なコミットメントのもと、国家財政のガバナンスの強化および財政規律の確保が不可欠である。

1. コロナ対策関連費用の明確な区分管理

緊急時における迅速な予算措置は、わが国経済を支え、雇用を守り、国民の生活をつなぐ上で効果的かつ有効であるが、いずれは平時の予算編成に戻さなければならない。今般のコロナ対策関連費用は、一般会計の中で管理されていることなどから、関係性の低い事業まで予算計上され、無駄な支出増につながっている懸念がある。コロナ禍以降の歳出入を厳格に管理するためにも、コロナ対策関連費用については、一般会計から区分された別会計の中で管理し、累積した国債残高を逡減させていく道筋を明確化する必要がある。

2. 独立財政機関の設置および財政健全化基本法(仮称)の制定

財政健全化を確実に進めるには、政府の強い政治的なコミットメントが重要である。また、国家財政のガバナンス強化とともに、中長期的に安定した財政運営につながる規律の確保が不可欠である。これらの実現には、現実的な財政試算や財政運営の透明性の確保が必要であることから、諸外国の事例を参考に独立財政機関の設置を提言する。その機能として、主に次の3点が考えられる。

- i) 経済・財政に関する5~10年程度の中期予測のほか、30~50年程度の長期推計とともに、それらの途中段階および事後における評価・検証

- ii) 政府が掲げる財政計画についてのモニタリングや、財政の持続可能性に関する分析
- iii) 政府や国民への正確かつ迅速な財政状況の情報発信や広報活動

独立財政機関による経済・財政見通しは、政府公式の唯一の試算と位置づけ、予算編成などの財政運営にも活用していくべきである。

独立財政機関の設置形態については、諸外国の設置状況を参考にしつつ、上記3つの機能を果たすために必要な、透明性および中立的かつ客観的な視点を確保できる形を検討することが求められる。また、設置に向けて、具体的な法制化や予算化さらには実務面などの論点整理を国会の場で早急に行い、ロードマップを策定すべきである。

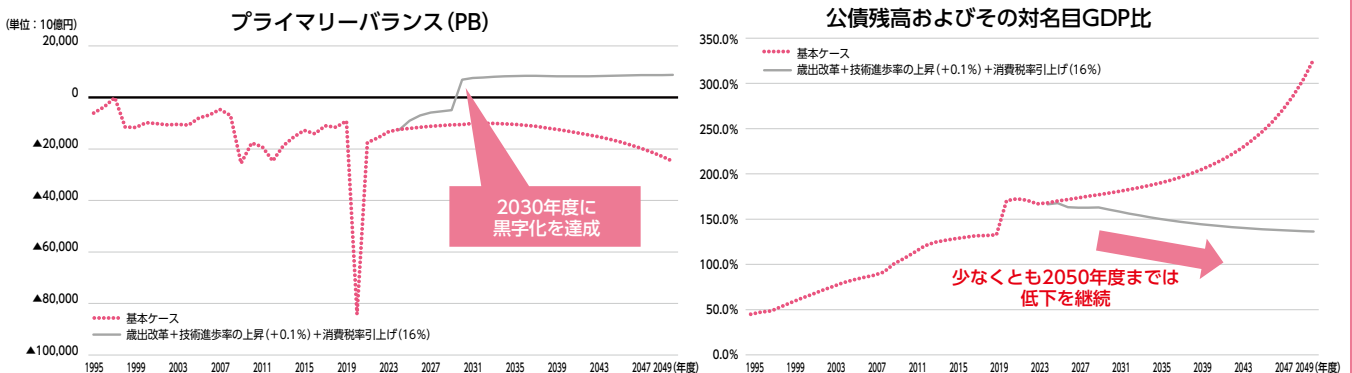
加えて、国が責任を持って歳出・歳入両面から不断の改革に取り組むことを法的に担保するため、財政規律の保持を定めた「財政健全化基本法(仮称)」の制定を求める。その中で政府の財政健全化目標を明確に位置づけること、目標に基づいて中期財政フレームの策定や単年度予算を編成し、目標と結果の乖離の検証を国会・政府に義務づけることなどを検討すべきである。

3. 中長期視点での財政健全化に向けた道筋の明確化

政府債務が累増するなか、財政健全化に向けた対策を早急に講じなければ、現役世代のみならず将来世代

【参考】 経連独自の財政シミュレーションの実施

国の財政について実施。2030年度におけるプライマリーバランス(PB)黒字化達成、少なくとも2050年度までの公債残高対GDP比の安定的な低減の実現に向け、消費税率等について検討を行った。



※シミュレーションは、医療分野における歳出改革(後期高齢者医療制度の自己負担割合の一律3割への引き上げ。1人当たり医療費の地域差半減)とともに、経済界の生産性向上や付加価値創出等の取り組みも伴う場合(全要素生産性成長率(技術進歩率)0.8%)を想定。

結果

中長期的な財政再建の実現には16%の消費税率が必要との試算結果となった。なお、当会では以前から財政健全化を達成するには、消費税率15%超への引上げを視野に議論を深めるべきと主張している。

※政府は今年1月の経済財政諮問会議で公表された中長期財政試算をもとに、PB黒字化の達成時期について、従来の目標である2025年度から変更しない旨の方針を示している。

への負担も一層膨らむことが懸念される。中長期的な視点から、財政健全化への道筋を明確にするためにも、政府は、客観的なデータに基づき、中長期的な視点でシナリオを策定すべきである。シナリオ策定に際しては、消費税が社会保障の重要な財源であることについて国民の理解を得た上で、税率の引上げも検討すべきである。

また、財政健全化を進めるには、税財政の制度や現状などを国民が理解し、その議論に積極的に参加することが重要である。社会人はもとより、将来を担う若者、特に新たに有権者となる高等教育の段階で、社会の構成員として社会や国のあり方を主体的に考える力を養う必要がある。

4. 社会保障制度の見直し

財政健全化に向け、歳出面における改革としては、まず、受益と負担の乖離が大きい医療・介護を中心とする社会保障制度の持続可能性を確保する取り組みが重要である。基本的な方向性としては、真に必要な人へ効率的かつ合理的に、適正な給付・分配を行うとともに、痛みを伴う政策を選択肢から外すことなく、全世代が広く公平に負担する制度へと柔軟に見直さなければならない。それが国民の将来不安の解消につながり、消費の活性化にも寄与することが期待される。そこで、社会保障制度の安定運用に向けて以下を提言した。

真に必要な人へ適切な給付を行う仕組み

財政状況が厳しいなか、格差拡大や中間層の剥落につながるよう配慮しつつ、社会保障給付の抑制を進めなければならない。例えば、年金以外の所得が一定以上の高齢者には、その額に応じて老齢基礎年金支給額の逡減または廃止を検討したり、生活保護受給者に対する定期的なモニタリングの確実な実施を行うことなどにより、制度が真に必要な人に活用されるよう適正化をはかる必要がある。

全世代が広く公平に負担する制度への柔軟な見直し

わが国の医療制度を持続可能とするためには、保険適用サービスの自己負担割合について、低所得者に一定の配慮をしつつも、原則、高齢者や未就学児を含む全世代の医療費の自己負担に差をつけるべきではな

い。また、社会保障給付に要する公費負担は消費税収を主な財源としつつも、今後の給付額の増大に備えて、全世代が広く公平に負担を分かち合う安定財源を確保すべきである。

生活保護世帯や住民税非課税世帯などの低所得者には一定の配慮をしながら、公平性の観点から高齢者のみならず未就学児も含めて医療費の自己負担割合を一律3割に速やかに引き上げることや、不必要な受診を抑制するべく、受診時定額負担制度のさらなる拡充などを行うべきである。

効率化・最適化につながる医療の機能分化、資源の再配分

社会保障制度改革の実現には、現行制度の維持を前提とする改革だけではなく、制度全体の効率化および最適化をめざした見直しが求められる。例えば、かかりつけ医の一層の普及とともに、高度・専門的な医療を担う医療機関との機能分化を進め、医療費の削減をはかるべきである。また、地域で異なる1人当たりの医療費の格差を低減するために、特に地域差が大きい入院費については、不要かつ長期の入院の見直しを行うとともに、入院日数への影響が大きい病床数の適正化などにより、その是正を進めることが必要である。

支え手を増やすインセンティブ

人口減少・少子高齢化が進展するなか、社会保障制度の支え手を増やすためにも、働き続けることに対してインセンティブが働くような制度に見直すことが不可欠である。例えば、高齢者の労働に対してインセンティブを付与すれば、高齢者の就業意欲を高めることができ、そうしたきっかけで高齢者の社会参加が拡大すれば、社会全体の扶養力の向上が期待できる。具体的には、公的年金の受給の繰下げ増額率および繰上げ減額率、それぞれの引き上げを検討すべきである。

社会インフラとしてのマイナンバーの利活用促進

行政手続きの効率化や簡素化だけでなく、必要な時に必要なところに的を絞った支援を実施できる、社会的なインフラとしてのマイナンバー制度およびマイナンバーカードの早急な普及と利便性の向上が求められる。同制度は、先述の税と社会保険料の負担を一体的に調整する仕組み(P.4参照)を導入するにあたって不可欠な基盤である。

税財政におけるインフラを強化するため、まずはカードの普及促進に向け、所持によるインセンティブの付与を進め、あわせてマイナポータルも含めた利便性向上をはかることが重要である。その上で、マイナンバーと銀行口座をひもづけ、国民1人1口座の登録を義務化し、将来的には、すべての銀行口座をマイナンバーとひもづけるべきである。さらに、さまざまな緊急事態が起きた際に、迅速かつ円滑な行政手続きにマイナンバーが活用できるよう法改正を行うべきである。

求められる透明性と時間軸を意識した 税財政制度改革

税財政制度は国民生活に広くかかわるため、透明性を確保しながら優先順位と難易度を勘案し、時間軸を意識して見直しに取り組むべきである。

当会では、今後も税財政に関するさまざまな検討課題について、歳出・歳入の両面から議論を深め、適切なタイミングで政策提言を行っていく。

※意見書全文は関連ホームページに掲載。

(経済調査部 石川紘次)

今年度の振り返りと2022年度の委員会活動に向けて

関経連副会長・経済財政委員長(三井住友信託銀行特別顧問) 常陰 均

この2年間、わが国の経済社会は新型コロナウイルス感染症の度重なる拡大に見舞われ、感染拡大防止と経済活動の両立という難しいかじ取りを強いられました。今年は、オミクロン株が猛威を振るうなかで、想定外のインフレ進行により、米国をはじめとした多くの国が金融引き締めへ転じるなど、先行きの不透明感が一層強まっています。

政府は、医療提供体制の充実とワクチン接種の推進に加え、景気の底割れを食い止めるべく大型の補正予算を組成しましたが、その財源を新規国債発行に頼り、財政事情は一段と厳しいものとなりました。同時に、デジタル化、脱炭素、経済安全保障といった官民あげて取り組むべき課題も山積しています。

こうした問題意識に立ち、経済財政委員会では、アフターコロナを見据えて、わが国の持続的な成長・発展に向けた税財政のあり方について意見書を取りまとめ、昨年12月8日に政府および関係省庁などに対し要望活動を実施しました(下写真)。

今回の意見書で強く訴えているのが「財政健全化」です。コロナ禍で財政支出が膨張したのはやむを得ない面もあるとはいえ、財政健全化への道筋や国債の償還財源等についての議論はほとんど棚上げ状態となっています。

低インフレと低金利という従来の前提が大きく変化しているなかで、厳しい現状から目を背けることなく、財政健全化に向けた議論を今すぐにも開始すべきだと考えています。

今後、当委員会では、財政ガバナンスの強化や財政規律の確保に向けて、従来主張している、独立財政機関の設置や「財政健全化基本法(仮称)」の制定などを関係各方面に強く働きかけるとともに、他の経済団体との連携も模索したいと考えております。引き続き会員の皆さまからのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



宗清皇一 内閣府大臣政務官への要望



宮沢洋一 自由民主党税制調査会会長への要望
(それぞれ写真右側が常陰副会長)